

WTO農業交渉をめぐる経緯と最近の動き

1. 昨年7月末の交渉中断の経緯

昨年7月末のG6では、G20提案を一つの基準として、関税削減及び国内支持の削減のバランスについて議論。EUをはじめとする各国は、米国が国内支持でG20提案よりもはるかに緩やかな削減を主張する一方でG20提案よりもはるかに厳しい関税削減を要求することを問題視。

このような中、EUは、米国が国内支持を一定以上に削減することを条件に、平均関税削減率をG20提案近くまで引き上げることを始めとして、重要品目の数やTRQ拡大幅の考え方でも柔軟性を示唆したが、米国が国内支持で柔軟性を示すことを頑なに阻んだことから交渉が中断。

2. 交渉中断後昨年11月まで

昨年9月にG20やケアンズ・グループの閣僚会合が開催されるなどの動きはあったが、仲間うちでの議論にとどまり、各グループ間の交渉は停滞。

3. 交渉の「ソフトな」再開(昨年11月)

昨年11月の非公式貿易交渉委員会(TNC)において、ラミー事務局長が各交渉議長に対し、本格的な閣僚レベルでの交渉を立ち上げるには早いが、各交渉分野それぞれの事情に応じて事務レベルで協議プロセスを進めるよう指示。

これを受けて、農業分野に関しては、昨年11月下旬以降、ファルコナー農業交渉議長が非公式少数国会合を週1回のペースで開催。ここでは、関税削減や国内支持について、色々な数字が試されているところ。 NAMAについても1月後半に非公式の会合を開催。

4. 今年に入ってから閣僚レベルの動きも再開

1月に入ってから、米国、EU、ブラジルなどが事務レベルだけでなく閣僚レベルでバイ会合を行うとともに、米国シュワブUSTR代表がラミー事務局長と会談。(別紙)

閣僚レベルの動きを受けて米EU間のバイ協議も行われている。EUは、米国が明確な動きを見せない中で交渉のとりまとめに動く姿勢を示し、米国と事務レベルでバイ会合を積み重ねている模様。

5. 今後の見通し

ラミー事務局長は、米国農務省が1～2月にも次期農業法に関するペーパーを発表する予定であることや米国のTPA(貿易促進権限)の期限が6月末となっていることも踏まえ、3月までが重要な時期と発言。

米国内においても、次期農業法の検討に当たり、厳しい財政事情に加え、エタノール需要の増大や一部穀物価格の高騰等を背景に、現行プログラムを前提とした国内農業補助金の一部見直しを可能にする客観的な状況が生じつつあるという見方もある。ただし、農業団体や農業関連の主要議員の間では、エタノール関係を別として、現行プログラムの基本的な維持の主張も根強い。

以上を踏まえれば、今後3月頃までにかけて何らかの動きが出る可能性もある。1月27日に開催されるダボス会議及びその前後における各国の動きを注視することが必要。